

新事記

第千五百六十七號
明治二十年四月十九日

舊丁亥二月廿六日(甲寅)

月出時分
午後二時五十分三分
午後二時十六分
午後二時二十一分

卷之三

近の二回は英國のドクトル・シモンズ氏が本月十六日支那の大会にて演説し其席にて中村貞吉氏が邦語に口譯して會員に報じる其筆記の原文を翻譯考るるものあつ

十九年の暮、余が再び舊國に來るや我舊友福澤君は
東京に歸りて交詢社に入りては如何やとのことゆゑ交詢
社の組織を尋ねしよ交詢社の志す所は處世の道を詰ひ
めの事と廣く互に有益ある智識と交換して自他相利
せしも多ふに在りと答へられたり恰も好し余い心已に
ある問題を聽き殊に其日本より聞する事は未だ一日も懷
に忘れたるふとなるものあれば其我意を獲たるを喜び
て是れ津浦君の慕りに任せて交詢社員の後へに從ふこと
いふぞうり

眼を破て活眼を西洋の文物に注ぎ居るものなれば是れより益々變化し益々進歩し西洋文明國と先後と争ふに至らざれば止む可らず但其變化と進歩とをして常に改良に伴はしむるの要ハ一日も忘るまことに事あり此をさへ注意して進歩せば今日西洋の文明は必ず明日日本の文明たるへ玄とは人もいひ余も望と属をれども然りと雖も西洋の文明は金力之れが基礎と成せるものあれば日本人にして西洋の文明と買はんとせば先づ國と富するの策あかるべからず去れば商賣あり工業あり苟も日本の富と増すべきものハ勉めて之を改良進歩せしむるは目下第一の急務あり故に西洋人は如何にして產を殖やし富を致すかの一點に注目玄て其服制は何ありとも其家屋ハ如何に建築するとも其邊にハ一切構まはずして可なり尤も衣住制を換するも文明輸入の方便にハ相違なしと雖モ西洋文明の高價なる金力を以て之を買ふに外また良法あるべからず抑も一國と富ますの道ハ一二に玄て足らずと雖モ其真正の富源ハ土地に在り農民富んで豊かなれば國盛りへ農民貧ふして疾めば國衰ム一國の盛衰實に農民の貧富に由る若玄當國の士ダ西洋の文明を顧ムて一國は富と計ふんと欲せば宜しく全國農民の景況を審にして之をして農富の域に躋らしむべし農民豊として一國富む一國既又富む西洋は文明貨を以て致すべど之を追て言短之と雖ども一國の富源土地に在るの一事を決して架空の説にあらざれば當國人士の深く省慮せられんよと請ふ焉

西曆一千八百八十七年

損金の外審にて回収率以下の旨吉原金庫に於て第三期の開設を認めたる結果
追清残高例へば第一期に於て不銷の開設は検査費石数による残金を算出
一期へ繰上げ公費還元の答に付き既て第二期以下の帳簿合算等に依頼
係せずと回答ありたり

○軍艦出港 比叡艦は去る十四日東京に向ひ鹿児島を出港せり
○中毒 群馬縣碓氷郡下間仁田村平氏徳三郎二男茂木株二(一年二月
ある者去る十日其母と俱に岡谷西上郷郡村城田代吉方に涉陸中同様に於
て山雀鳥の肉餌に充つたる數年間前歴きたる櫻實を食し中毒に罹り翌十
一日急に死亡せり

支那五省名鉄盤機關の任命 本年三月十七日の上諭に引
継ぎ同月廿二日の上諭を以て本年始間を逐くべき山東、河南、江蘇、安徽、
江西等各省鐵盤機關の任命を行ひ其人員は山東省は陳士本省佐(未
詳)河南省は邊寶華(河南巡撫)江蘇省は曾國荃(兩江總督)安徽省は吳元
炳(漕運總督)江西省は葉澄衷(江西巡撫)ありと近頃の北京々報に見へたり
○土耳チ其新任大臣 本年三月二日君士但丁發の電報に據れ

○ア非利加サン・ワーバー＝國王公果規約に加盟す。サンジ
バーレン國王は一千八百八十五年二月二十六日伯林會議の決議書第三十七條
に準じ該決議書の條規に加盟する事に就き昨年十一月六日附を以て獨逸
政府に左の如き通知を申せり。

の伯爵會議の決議書第三十七條第一項に左右サンジバール國王の所の原則に依りて獨逸政府は該決議書第一條に基きサンジバール國王所領の東部の地方中央に同國王の本草したる部分に於てのみ適用すべきものとす。又この御體を同國領内に適用せり。

○川崎造船所 さては海軍省より注文の水雷火船並に吾妻橋鐵橋等の製造中にて日夜非常の繁忙を極め他よの注文又日暮に至るまで一貫して運営

○四日市の工業會社 三重縣四日市の工業會社は從來紙質製造を専らとする所あるが追々事業盛大よりして此屋號板張(スナップ)と製造者號板張(スナップ)へ生るよし

文も速からず來着せる筈あり該器械は十一時間又ボーナ十廟(二萬二千四百斤)づゝを製造を得るが故に是まで東京大坂神戸等へ紙質にて販賣し來りしものも該器機附の上に其性又は意を兼ねる所至るべく云ふ

○天氣報紙を利用し、京都米商會所にては昨年以來同地測候所に屬出る稻苗植付け頃より収穫時節までの間は絕へず東京中央氣象臺よりの暴風警報と日々の天氣報との通知を請ひ受け其手數料と共に天氣報紙とせ

一回五十箇日々の天氣豫報には十箇の手數料を納むる事となりしが之が爲先他業の人々も漸く氣象を利用乞始先近頃は祭禮花見等晴雨によりて人出ふ暮しさ増減あるべき日の前日には料理屋飲食店は如き營業者の測

候所ふ來りて翌日の晴陰又ハ風雨の如何を問ひ賣品の仕入を加減するもの追々増加するに至りたるよし
○横濱新茶の輸出 本年は時季不順の爲め新芽を害したる故地方よりの入荷も少く去る十五日出帆の米國製

船にも僅々五十斤の輸出あり出來直は八十四内外なり
又去る十六日入港の清川丸にて五六百斤江入荷なる見
込なりしにこれも僅に五十八斤程ありと
○茨城縣米穀收穫高 同縣十八都内昨十九年收穫米の

石高を既に既計九十八萬石を二百四十八石にして之を前年と對比するに二萬七千四百石を減量せし由本月十六日の大坂月報に見たり

二年位二十束年万疋三俵桂圓五俵松土桂圓八俵松板
炭並物二十俵發にて新ば桐木一圓に付さ六束乃追入東
金橋木岡十束乃至十二束松木二十束位舞木は大東岡十
五束位にて之を本年の一月頃よりすれば二三箇方め下
手なりと云ふ

卷之三

1

明治二十年四月十八日 文部大臣森有禮
中學校ト第一・金澤・設置スルモノナ第四高等中學校ト
一高等中學校ト設置シ仙臺・設置スルモノチ第二高等
中學校ト第一・金澤・設置スルモノナ第四高等中學校ト
稱大

國の國事犯として處罰せらるゝは結く一吟味事體と自うら
う思ふ。公を殺すことを許さるに當國人民の態度に異む
る事無き事ある。つゆ子の誰が大國門の邊し日本西
洋の國事犯として處罰せらるゝに之を併用
する事無き事ある。國事犯として處罰せらるゝに之を併用
する事無き事ある。國事犯として處罰せらるゝに之を併用
する事無き事ある。